

水戸市へ転入された方へ

令和6年12月2日改訂版

市民課で転入届出をされた方は、次のうち必要な手続きを忘れずに行ってください。

転入に伴う主なお手続きについて

☐ 市民課⑫⑬お渡し窓口から交付物があります。準備が出来次第、受付番号をお呼びいたします。

	手続きの内容	窓口 (☑のあるものは、該当窓口 でのお手続きが必要です。)	終了 確認
マイナンバーカード 住基カード	カードへ新住所を記載します。ＩＣチップ内の券面事項を書換えますので、４ケタの暗証番号を入力していただきます。 本日お持ちでない方は必ず異動日（住み始めた日）から９０日以内にカードを持参し手続き願います。（期日を過ぎるとカードが失効してしまいます。）	☐ 市民課マイナンバー窓口、 各出張所	☐ 済
通知カード	令和２年５月２５日より、マイナンバー通知カードが廃止になりました。 すでにお持ちのマイナンバー通知カードについても、記載事項の変更ができなくなるため、住所異動や氏名の変更等により住民票の内容に変更があった場合は、マイナンバーを証明する書類として使用できません。		
国民健康保険	水戸市で国保加入ご希望の方は、手続きが必要です。 国民健康保険税、高額療養費、出産育児一時金等の国民健康保険に関することは、国保年金課でお尋ねください。	☐ 国保年金課(1階) ②国保税係、 ③医療給付係、 各出張所	☐ 済
マル福 (医療福祉費受給者証)	医療費の一部を助成する制度です。対象になるのは、 １８歳到達の年度末をむかえる前の子、 高校生以下の子がいるひとり親家庭、 母子手帳を交付されている妊産婦、身体障害者手帳１～３級 (※３級は障害の内容によります)・療育手帳Ａか㊟・障害 福祉年金１級・障害年金１級・特別児童扶養手当１級・ 精神障害者保健福祉手帳１級 いずれかに該当する方です。また身体障害者手帳３級又は４ 級・療育手帳Ｂ・精神障害者保健福祉手帳２級のうち２つ以上 に該当する方は対象になる可能性があります。保険情報・所得 確認が必要です。	☐ 国保年金課(1階) ②医療給付係、 各出張所 (出張所では高校生以下 の子と妊産婦のみ)	☐ 済
後期高齢者医療 (75歳以上の方)	転出時に交付された「負担区分証明書」を提出してください。 「後期高齢者医療資格確認書」は後日郵送されます。	☐ 国保年金課(1階) ③後期高齢者医療係、 各出張所	☐ 済
国民年金	海外から転入した方で、20歳以上60歳未満で厚生年金保険に 加入していない方及び20歳以上70歳未満で国民年金に任意加 入している方は、手続きが必要です。 年金受給者の方は、手続きが必要かを窓口でご確認ください。	☐ 国保年金課(1階) ④国民年金係、 各出張所	☐ 済
介護保険	要介護認定を受けている方は、前住所地で交付された「受給資 格証明書」をお持ちになって、１４日以内に認定の申請手続 きをしてください。65歳以上の方には、後日「介護保険被保険者 証」や納付書が郵送されます。	☐ 介護保険課(1階)、 各出張所	☐ 済
児童手当	児童手当は高校生年代までの子を養育している方に支給される 手当です。児童手当を受給するには申請が必要です。出生日、 前市町村からの転出予定日の翌日から15日以内に申請をして ください。（公務員の方は勤務先へ申請してください。）	☐ こども政策課(1階)、 各出張所	☐ 済
Kids Clubカード (いばらき子育て家庭 優待制度)	妊娠中の方や18歳以下（満18歳に達して以降、最初に迎える 3月31日まで）のこどもがいる世帯が対象です。お子様の健康 保険証、母子健康手帳、妊娠届の写しのいずれかをご用意のう え、お申込みください。	☐ こども政策課(1階)、 母子健康手帳申請窓口 (1階)	☐ 済
いばらきシニアカード (65歳以上の方)	県外から転入されたご希望の方に、いばらきシニアカードの交 付をいたします。	☐ 高齢福祉課(1階)	☐ 済
飼い犬	前市町村で交付された鑑札及び注射済票をお持ちになって住所 変更の手続きをしてください。	☐ 動物愛護センター (河和田町999) Tel 029-350-3800	☐ 済
転校 (公立小中義務教育学校)	前校からの「在学証明書・教科書給与証明書」と市民課で転入 手続後に交付される「転入学通知書」をお持ちになって、学校 で転入学の手続きをしてください。ただし、指定学校変更（学 区外通学）を希望する場合は、学校管理課の窓口でご相談くだ さい。	☐ 学校管理課 3階(内線6032)	☐ 済

（終了確認欄に☑のあるものは、総合窓口でお手続きが終了いたしました。）↑

裏面もあります ⇒

以下の内容については、ご自身で該当確認の上お手続き願います。↓

	手続きの内容	窓口
児童扶養手当	ひとり親家庭の父または母、あるいは父母にかわって児童(18歳の年度末まで)を養育している方に支給される手当です。「児童扶養手当証書、貸付借契約書等の家の名義がわかる書類」をお持ちになり住所変更の手続きをしてください。	☐ こども政策課(1階)
遺児養育手当	父または母が亡くなった遺児を養育している方に支給します。水戸市に住民登録をされて1年後に申請していただけます。詳細はこども政策課にお問い合わせください。	☐ こども政策課(1階)
幼稚園・保育所 認定こども園等	幼稚園・保育所・認定こども園等への入園(入所)の案内窓口です。ご希望の方は、ご相談ください。※既に施設を利用している方は、手続きが必要な場合がありますので、お問い合わせください。	☐ 幼児保育課(1階)
障害福祉	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービス受給者証、自立支援医療受給者証をお持ちになって、住所変更の手続きをしてください。市町村民税の額が確認できる書類が必要となる場合があります。	☐ 障害福祉課(1階)
特別児童扶養手当	証書をお持ちになって住所変更のお手続きをしてください。	☐ 障害福祉課(1階)
特別障害者手当 障害児福祉手当	印鑑をお持ちになって住所変更のお手続きをしてください。	☐ 障害福祉課(1階)
水道	水道の使用開始については、1階の「上下水道料金窓口」で手続きをするか、「お客様受付センター」にご連絡ください。	☐ 上下水道料金窓口(1階), お客様受付センター Tel. 029-231-4111 (城南1-6-10越川ビル1階)
妊産婦・乳幼児	妊産婦及び乳児一般健康診査受診票の変更等の手続き、1才6か月児・3才児健診、2才児歯科健診、予防接種等について説明します。	☐ 母子健康手帳申請窓口(1階)
原付バイク	新標識交付のお手続きをしてください。※軽自動車につきましては、軽自動車検査協会茨城事務所(水戸市酒門町4400番地 TEL: 050-3816-3105)でのお手続きとなります。	☐ 市民税課(2階) 内線1581
水戸市公園墓地	水戸市公園墓地を使用されている方が転入された場合はお手続きが必要です。	☐ 衛生事業課管理係(3階) 直通029-232-9160
し尿	入居先がし尿くみ取りの場合は、お手続きが必要です。	☐ 衛生事業課収納係(3階) 直通029-232-9160
浄化槽	入居先が浄化槽の場合は、お手続きが必要です。※賃貸等で浄化槽を不動産会社等が管理する場合を除きます。	☐ 下水道計画課(6階) 直通029-350-8508
公営住宅への届出	公営(市営・県営)住宅にお住まいの方は、世帯の人数に増減がある場合、届出が必要です。右記「茨城県住宅管理センター」へお問合せください。	☐ 茨城県住宅管理センター 直通029-297-8360 (住宅政策課)
がん検診等	がん検診にかかる費用の一部を補助しています。検診には受診券が必要です。ご希望の方は健康づくり課にお問合せください。	☐ 健康づくり課 (笠原町993-13) Tel. 029-243-7311

<水戸市役所 1 階案内図>



施設案内

施設名称	所在地	電話番号
水戸市役所	中央1丁目4番1号	029-224-1111 (代表)
赤塚出張所	大塚町1851番地の5	029-251-3211
常澄出張所	大串町2134番地	029-269-2111
内原出張所	内原町1395番地の1	029-259-2211
(水道)お客様受付センター	城南1丁目6番10号越川ビル1階	029-231-4111

公共料金等の住所変更の手続き (詳しくは各事業所の担当窓口にお問合せください。)

公共料金等担当窓口	電話番号	その他
NHK 受信契約フリーダイヤル	0120-151515	※郵便物の転送手続きは、郵便局窓口にある転居届に記入し、郵便窓口へ提出又はポストに投函して下さい。
NTT 東日本茨城支店	局番なしの116	
東京電力(株)茨城カスタマーセンター	0120-995331	
東部ガス(株)茨城支社	029-231-2241	